二宮町止水板等購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、集中豪雨の増加に伴う川の溢水や道路冠水等による浸水対策を支援するため、二宮町内に設置する止水板等の購入費に対し予算の範囲において交付する補助金について、二宮町補助金交付規則（平成 30 年二宮町規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「止水板等」とは、次に掲げるものをいう。

（１）　自宅、車庫等への高さ 50 センチメートル程度までの浸水を防止できる樹脂製、金属製等の止水板本体及びその設置に必要となる附属品一式

（２）　前号と同程度の浸水防止効果が見込まれる防水シート、防水フィルム等の本体及びその設置に必要となる附属品一式

（補助対象者）

第３条　補助金を交付する対象者（以下「補助対象者」という。）は、自らの負担により二宮町内において所有又は使用する建物に止水板等を設置する次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）当該建物の所有者

（２）当該建物の使用者

２　前項の規定にかかわらず、二宮町暴力団排除条例（平成 23 年二宮町条例第 21 号）第８条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号の規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号の規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者は、補助金の対象としない。

（補助金の対象経費）

第４条　補助の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が二宮町内において所有又は使用する建物に設置する止水板等（未使用の既製品に限る。）の購入費、送料、消費税額及び地方消費税額とする。

２　前項の規定にかかわらず、令和８年３月 31 日以前に購入した止水板等は、この補助金の対象としない。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。

２　前項の規定により算出した補助金額に、100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（補助金交付回数の制限）

第５条の２　補助金の交付回数は、同一の建物について１回までとする。ただし、町長が適当であると認める場合には、この限りではない。

（交付の申請及び実績の報告）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、二宮町止水板等購入費補助金交付申請書兼購入実績報告書（第１号様式）に、次に掲げる書類及び二宮町止水板等購入費補助金交付請求書（第２号様式）を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　止水板等を配置する建物の場所を示す地図

（２）　建物の配置図等に止水板等の設置予定箇所を示した図面

（３）　止水板等の購入に係る購入店発行の日付、購入者の氏名、製品名、数量及び金額の内訳が明記されている領収書

（４）　止水板等の設置状況及び保管状況が確認できるカラー写真

（５）　申請者が使用者である場合は、建物の使用者であることが確認できる書類（建物の賃貸借契約書、履歴事項全部証明書等）及び建物所有者の承諾書（第３号様式）

（６）　その他町長が必要と認めるもの

２　前項の申請の受付は、毎年度５月14日から１月29日までとする。

３　町長は、当該年度の予算の範囲を超えるときは、受付を中止するものとする。

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

２　町長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、二宮町止水板等購入費補助金交付（不交付）決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第８条　町長は、前条の規定による補助金交付の決定後、申請者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第８条の２　町長は、補助金の交付を受けた者がこの要綱若しくは交付決定の条件に違反したとき、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助対象止水板等を補助目的に反して処分し、若しくは町外へ移設したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第８条の３　町長は、前条に規定する交付決定の取り消しを行った場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金の全部又は一部を期限を定めて返還を求めることができる。

（補助金受給者の責務）

第９条　前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）は、本補助事業に係る止水板等を良好に維持管理し、又は使用に備えて適切に保管しなければならない。

（免責事項）

第 10 条　止水板等の設置に伴い発生した事故、問題等について、町はいかなる責も負わない。

（財産処分の制限）

第 11 条　規則第 21 条ただし書に規定する町長が定める期間は、当該補助金の交付を受けた日から３年間とする。

２　補助金受給者が、本補助事業に係る止水板等を処分しようとするときは、あらかじめ二宮町止水板等購入費補助対象止水板等処分届出書（第５号様式）を町長に提出し、承認を得なければならない。

３　前項により止水板を処分した場合においては、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他補助金受給者の責に帰することのできない理由により、やむを得ず、止水板を処分した場合においては、この限りではない。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和 10 年３月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた者に係る第９条から第 11 条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、公表の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。